

防火管理講習

(1) 甲種防火管理新規講習

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店等、多くの人が入り、勤務住居する建物で、消防法令で定められている建物では防火管理者を選任し、消防機関に届け出なければなりません。

防火管理者は、その建物の消防計画を作成し、訓練の実施、消防設備や施設の点検・整備等を実施しなければなりません。

講習は2日間で概ね12時間の受講となります。

(2) 防火管理再講習

収容人員300人以上の特定防火対象物（百貨店、旅館、病院、その他不特定多数の出入りするものをいう。）の甲種防火管理者は、5年に1度の防火管理再講習を受講しなければなりません。

上記講習の日程及び申し込みについては（一財）日本防火・防災協会のホームページを参照するか標津消防署・予防指導係までお問い合わせください。

（一財）日本防火・防災協会ホームページ URL

https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html

標津消防署 電話番号：0153-82-2319